

2020年7月13日
丸紅新電力株式会社

大雨の影響による停電地域にお住まいのお客さまに対する電気料金等の特別措置について

(北陸電力送配電株式会社サービスエリア内)

大雨により被災された皆さまに、心からお見舞い申し上げます。被災地域の復興と、皆さまが一日も早く日常を取り戻すことができるよう、お祈り申し上げます。

当社では、このたびの豪雨により、災害救助法が適用された地域および隣接する地域において、住居等に被害を受けられた方からお申し出があった場合に、電気料金等の特別措置を講ずることとしましたので、本日、お知らせいたします。

なお本特別措置は、先般北陸電力株式会社が発表されたものと同様の措置となります。

2020年7月13日現在の特別措置の内容は、次のとおりです（北陸電力株式会社WEBサイト2020年7月10日プレスリリースより）。対象地域に変更があり次第、随時対応させていただきます。

1. 対象地域

(1) 2020年7月8日に災害救助法が適用された地域

【岐阜県】飛騨市※1、郡上市※2

※1 神岡町および宮川町の一部 ※2 白鳥町の一部

(2) 隣接する地域

【富山県】富山市

【福井県】大野市

2. 特別措置の内容

① 電気料金の支払期日（検針日の翌日から30日目）の延長

被災されたお客さまの2020年6月分（2020年7月8日以降に支払期日を迎えるものに限る。）、7月分、8月分および9月分の電気料金の支払期日を各々1か月間延長します。

② 不適用月の電気料金の免除

被災されたお客さまが、被災時から引き続き全く電気を使用されなかった月の電気料金は、6か月間に限り申し受けません。

③ 工事費負担金の免除

被災されたお客さまが、全く電気を使用されずにご契約を廃止され、被災前と同じ契約内容で2021年1月末日

日本の元気を日本の電気で100年先まで、結ぶ。



までに電気の使用を申し込まれた場合は、工事費負担金は申し受けません。

④ 臨時工事費の免除

被災されたお客さまが、2021年1月末日までに臨時電灯または臨時電力の使用を申し込まれた場合は、臨時工事費は申し受けません。

⑤ 使用不能設備相当分の基本料金の免除

被災されたお客さまの電気設備の一部が使用不能となった場合は、その使用不能設備相当分の基本料金は、2021年1月末日までは申し受けません。

⑥ 引込線、計量器等の取付位置変更時に申し受ける工事費の免除

被災されたお客さまが、2021年1月末日までに引込線、計量器等の取付位置の変更を申し込まれた場合で、被災前と供給方法が同一のとき、その際申し受ける工事費用は、初回に限り、申し受けません。

3. 特別措置の申込み方法

この特別措置の適用を希望されるお客さまは、当社窓口までご連絡ください。

法人のお客さま

TEL：03-3282-2350

(受付時間 10:30～15:00 ※土曜・日曜・祝日、当社指定の休業日を除く)

個人のお客さま

丸紅新電力カスタマーセンター

ナビダイヤル：0570-000-821 (ナビダイヤルをご使用になれない方：03-6703-8909)

(受付時間 月～金曜 9:00～20:00 土曜 9:00～17:00 ※日曜・祝日、当社指定の休業日を除く)

以 上

【参考】

北陸電力株式会社ホームページ <http://www.rikuden.co.jp/press/attach/20071002.pdf>